



# NPO 法人日本手技療法士認定協会 入会規約及び会則

## 第1章 総則

### 第1条「名称」

本会は日本手技療法士認定協会と称す。

(英文名称 : Japan Manipulative Therapist for Laboratory Accreditation 略称 : JMT と呼ぶ)

### 第2条「定義」

本会則は、日本手技療法士認定協会（以下、本会と呼ぶ）の手技療法士に認定された者（以下、会員と呼ぶ）に適用されるものとする。

### 第3条「本部」

本会本部は、大阪府茨木市東奈良3丁目16番36号に置く。

### 第4条「目的」

- 1 : 手技療法により人の健康に害を及ぼさない、安全・安心・正しい施術で心身の緊張をほぐし、筋肉の疲労回復を促進させ、更に健康増進と自己治癒力を高めることのできる施術者を手技療法士として認定する。
- 2 : 認定された会員を募り、加盟店及び会員間の交流と情報交換や、勉強会・講習会を開催し、技術の向上を図り、ネットワークを形成する。
- 3 : 手技療法士は JMT カード等で、安全・安心・信頼の証である JMT マークの知名度を高め、利用者が安心して施術を受けられるシステムを構築することによって、賛同する会員および利用者を増やし、手技療法の地位向上を図る。

### 第5条「経営・運営」

本会の経営、運営、管理は本部で行うものとする。

(会員資格の得喪、本会諸費用、会則・細則の制定、改定等の決定手続きも含む。)

### 第6条「協会名及びマークの使用」

会員は、本会の商標登録である協会名及び協会マークを使用することができる。

## 第2章 入会

### 第7条「入会」

入会は、審査及び入会申込書を提出し、認定試験と審査に合格した上で会則及び細則の諸誓約を締結し、諸費用（細則第3条に定める）を納入した者。

### 第8条「入会資格」

会員は本会の審査基準に適した男女とし、次の各号に該当する者。

- 1：中学校卒業以上で、本会会則、細則、関係法規を厳守する者。  
＊尚、未成年者は親権者の同意を必要とする。
- 2：各種認定試験に合格した者。
- 3：頸椎スラスト等禁忌行為を実施しない者。
- 4：賠償責任保険に加入している者。もしくは入会時に賠償責任保険に加入する者。  
＊尚、加入している者は保険加入証明証コピーを本会に送付すること。
- 5：入会金・認定料・会費・認定セット（バッチ・店頭ステッカー・免許証・認定証・免許登録証・JMTカード）の各料金を全納した者。
- 6：本会の会員としてふさわしい品位と社会的信用のある者。
- 7：利用者に適切な施術ができる者。
- 8：薬物中毒者でない者。
- 9：刺青等が著しく利用者に見えない者。
- 10：暴力団関係者でない者。

## 第3章 会員

### 第9条「会員種別」

本会の会員種別は次の通りとする。

- 1：手技療法修士
- 2：手技療法指導士
- 3：手技療法士
  - ①店舗会員
  - ②個人会員

### 第10条「免許証・認定証」

- 1：本会の実施する試験及び審査に合格した者に免許証及び認定証を付与する。
- 2：本会が実施する催しに参加する場合、会員は必ず免許登録証を提示しなければならない。
- 3：免許証及び認定セットは会員本人にのみ効力があり、他人に貸与できないものとする。  
他人への貸与が発覚した場合、罰金処分を科し、解除処分とする。
- 4：会員がその資格を喪失した場合には、10日以内に免許証を本会に返還しなければならない。

- 5：免許登録証の書き替え（更新）は3年とし、その料金は年会費に含まれる。
- 6：会員は免許証、認定証を紛失した場合、速やかに本会に届け出、再発行の手続きをするものとし細則に定める再発行料を支払うものとする。
- 7：会員は、業務中において常に免許登録証を携帯し、提示を求められた場合にはそれに応じなければならない。
- 8：会員は店頭ステッカー及び認定楯を利用者のよく見える所に掲示しなければならない。
- 9：認定証の権利期間は5年間とし、会員登録日より5年後1ヶ月前後にて更新する。
- 10：免許証の権利期間は5年間とし、会員登録日より5年後1ヶ月前後にて更新する。

#### 第11条「年会費」

更新を翌年の本人の入会日とし、その月末までに年会費を支払うものとする。

#### 第12条「会員資格の喪失」

次の各号の場合、会員はその資格を喪失する。

- 1：除名
- 2：退会
- 3：死亡
- 4：解除

#### 第13条「会員資格の一時停止又は除名」

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本会はその会員の会員資格を一時停止又は除名することができる。

- 1：入会及び利用に際し虚偽の申告を行ったことが判った場合、又は入会資格に抵触した場合。
- 2：本会の名誉、信用を損傷したり、他の利用者に著しく迷惑となる行為があった場合。
- 3：本会会則、細則、関係法規に違反した場合。
- 4：他の会員の業務妨害をしたり、又その恐れがある場合。
- 5：他人に伝染、又は感染する恐れのある疾病を有することが判った場合。
- 6：第8条の入会資格の要件に該当しないと判断された場合。
- 7：会費を3ヶ月以上滞納、又はその他の諸払いを1ヶ月以上滞納し、支払いの催促にも応じない場合。
- 8：認定証、認定試験及び本会の発行するテキスト等を複製転載、もしくは悪用した場合。
- 9：国の定める法律を遵守しない場合。
- 10：上記事項以外に本会が不相当と認めた場合。

#### 第14条「退会」

- 1：会員が退会する場合、退会希望月の前月の10日までに退会届を本会に提出しなければならない。また、会費その他未納金がある場合にはこれを完納して退会するものとする。
- 2：退会者（除名を含む）は退会時に免許証、免許登録証、認定証を本会に返還するものとし、それによって会費の発生が終了するものとする。
- 3：退会した時点で、その免許証、免許登録証、認定証の効力はなくなるものとする。
- 4：店頭には貼られているステッカー等、本会と関連する宣伝物は全て取り外すものとする。

#### 第15条「個人情報の保護」

- 1：本会の正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者への提供、開示は行わないものとする。
- 2：会員は、本会と各エリアマネージャー等が保有する会員に関する個人情報を共有することに同意する。

#### 第16条「譲渡」

会員資格の譲渡を禁ずる。

### 第4章 加盟店

#### 第17条「加盟店」

会員が経営、運営する店舗を加盟店とし、以下の権利と義務を負うものとする。

- 1：本会に加盟する店舗は、店頭ステッカー及び認定証を利用者によく見える所に掲示しなければならない。
- 2：会員には店頭価格の30%割引にて施術をする。  
(割引制度は細則第6条に定める)
- 3：本会が運営するホームページ等に店舗紹介ができる。
- 4：加盟店は、店舗会員以上の資格がある者を管理手技療法士と表記し、一店舗につき一人以上の管理手技療法士を在籍さすものとする。

### 第5章 エリアマネージャー

#### 第18条「エリアマネージャー」

各エリアを代表、統括する者で、次の各号に該当するものとする。

- 1：手技療法指導士以上の資格を持っている者。
- 2：本会と誓約書を交わし、エリアマネージャー規約を厳守する者。
- 3：適時業務内容を本部に報告するものとする。
- 4：人格的にも優れ、尊敬される人物であること。

## 第6章 認定教育施設

### 第19条「認定教育施設」

本会が実施する内容を厳守し、本部と契約書を交わした上で人材の育成、指導する学校・教育施設（以下、学校と呼ぶ）に適用する。

- 1：手技療法指導士を1人以上在籍するものとする。
- 2：本会と契約書を交わし、認定教育規約を厳守する学校。
- 3：適時業務内容を本部に報告するものとする。

## 第7章 責任

### 第20条「免責」

本会が実施する催し（セミナー等）に参加するにあたって発生した盗難、人的・物的傷害、死亡、その他の事故については一切本会は責任を負わないものとする。

### 第21条「損害賠償」

会員の責に関する事由により発生させた人的、物的損害については、本会は一切の責任を負わないものとする。

## 第8章 諸費用

### 第22条「諸費用」

- 1：入会金は在籍期間のみ有効とし、退会後再入会された場合は再度徴収するものとする。
- 2：入会金、会費等、本会に納入した金銭については理由の如何に関わらず返還しないものとする。

## 第9章 裁判所

### 第23条「裁判所」

本会会則、細則及びそれに定めない事項において紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を所轄裁判所とする。

## 第10章 細則

### 第24条「細則」

本会会則に定めない事項ならびに業務遂行上必要な事項は細則に定める。

## 第 1 1 章 改正

### 第 2 5 条「改正」

本会会則の改正ならびに細則の改正は本会がこれを定めるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。また、その内容はその旨ホームページにて開示するものとする。

## 第 1 2 章 附則

### 第 2 6 条「附則」

本会の定める入会金及びその他指定された料金については、経済情勢の変動により変更する場合がある。

## 第 1 3 章 契約の解除

### 第 2 7 条「契約の解除」

本会は日本手技療法士認定協会定款規定により解散した場合、会員との契約を解除することができるものとする。